

令和 7 年度武蔵野市財政援助出資団体 経営目標

団体名		一般財団法人武蔵野市給食・食育振興財団				
①	指標名	食育事業等（むさしの食育フェスタ、小学校給食体験講座）参加者数の前年度比増			目標値	令和 6 年度比増
	過去の実績	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:人)	■フェスタ 約600 (財団 109) ■講座 23 (■コミュ食 203)	■フェスタ 515 (財団 142) ■講座 26 (■コミュ食 53)	■フェスタ 約508 (財団 167) ■講座 19 (■コミュ食 56)	■むさしの食育フェスタについては、令和6年度は財団としては2つのイベントを実施した。「学校給食の試食」イベントには143人(申込み293人)の参加があり、「親子でチャレンジ・おはぎ作り」イベントには、12組×2人(申込み30組×2人)の参加があった。 ■小学校給食体験講座では、令和5年度は「武蔵野市学校給食の魅力～季節の野菜を活用した献立の紹介～」をテーマに開催し、26人(申込み30人)の参加があった。令和6年度は「武蔵野市学校給食の魅力～家族と作る本格家中華～」をテーマに開催し、15人(申込み19人)の参加があった。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目				(2) 自律的経営の促進	
	設定理由等	■むさしの食育フェスタについては、令和2年度から市の主催事業（健康課所管）となったが、引き続き、児童・生徒、保護者等を中心とした幅広い層に対して、食の重要性に関する理解や興味・関心を得られる機会として事業に関わっていく。また、市内業者の協力を得て実施することにより、地産地消に対する理解を得る機会ともなるため、より多くの参加者を得ることを目標とする。 ■小学校給食体験講座については、食を通じて小学校を知ってもらう機会をつくるとともに、給食で提供する昼食以外に家庭での朝食の重要性を知ってもらうことを目的とする。 (■夏休みコミュニティ食堂は、夏休み期間中に食事を介した交流の場を提供し、子どもたちの食生活（特に栄養面）の改善につなげていくことを目的とし、平成29年度から市民団体と共催実施してきたが、コロナ禍による中止や、地域の方々为主役であり、財団は食育を推進する公益的団体として必要なサポートをするスタンスであることなどから、指標としては設定しないものとした。)				
業	組	■武蔵野フェスタに参加し、財団としてのテーマを設定して子どもに人気の和食メニューの学校給食を提供したり、親子で世界にひとつだけのカップケーキやおはぎ等を調理する催しを実施する。 ■小学校給食体験講座は、小学校入学前の未就学児の保護者に対して小学校を「食」の観点から知ってもらうための事業である。武蔵野市学校給食の魅力をテーマに季節の野菜を活用した献立紹介、調理実演、給食試食、施設見学等を行なう。 (■夏休みコミュニティ食堂は、夏休みに食事を介した交流の場を提供し、子どもたちの栄養面でのサポートを行う事業である。コミュニティ協議会との共催事業として実施し、「食」を通して地域住民の交流の場の提供と夏休み期間中の子どもたちの栄養面でのサポートを行う。)				
②	指標名	学校給食提供コストの前年度比減			目標値	令和 6 年度比減
	過去の実績	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:円/食)	549	542	563	毎年6月に算出している数値であり、市の決算事務が確定していないため、速報値的に算出したものである。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目				(1) 経営責任の明確化	
	設定理由等	財団設立の目的である安全で質の高い給食の提供及び食育事業を推進していくことは当然のこととして、他自治体で給食調理業務の委託化が進む現状では、コスト意識を念頭に、より廉価で安全でおいしい給食の提供が求められているため。				
取組内容	・契約等の見直しによる物件費の削減 ・適正な職員数の把握及び維持 ・市派遣職員の配置換え等による減員に伴う財団職員への移行					
③	指標名	執行体制の簡素・効率化 (市派遣職員の財団固有職員への段階的な移行、財団固有職員の技能及び責務の向上)			目標値	■市派遣 0人 ■固有昇任 2人
	過去の実績	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	(過去の実績についての説明)	
	(単位:人)	■市派遣 0 ■固有昇任 2	■市派遣 0 ■固有昇任 3	■市派遣 0 ■固有昇任 3	平成25年度から主任昇任試験を実施しており、令和7年3月31日時点で、統括主任4人、技能主任12人いる。	
	財政援助出資団体に対する指導監督の基本方針(平成21年2月改正)の具体的な取組の該当項目				(3) 人材育成と経営基盤強化	
	設定理由等	・給食調理の技術水準を低下させることのないよう、段階的に市派遣職員を財団固有職員に移行しながら、執行体制の効率化を図るため。 ・市派遣職員に代わり、財団固有職員が現場の責任ある職に就くことで、財団固有職員全体の意識・意欲の向上につながることを期待できる。				
部 管 理	取組	・学校給食の安全及び調理等のレベルを維持することを前提に、財団の自律性とガバナンスを高めるために市派遣職員を増員しないようにし、財団固有職員の比率を上げる。 ・市派遣職員技能長の配置により、配送業務・配膳業務を含めた給食業務全般(栄養士業務を除く。)の現場管理及び人材育成を推進する。 ・業務の高度化・多様化に伴い、令和3年度から新たに設けた「統括主任」の職に財団固有職員(技能主任)を昇任させ、責任体制の明確化、円滑な業務執行及び持続可能な運営体制の確立を図る。市派遣職員技能長の退職を見据えて、財団固有職員(統括主任)を技能長に昇任させる。				
	内容					